

個人情報漏えい等の事例について

1. 信書便事業における信書の紛失その他の事故の事例

- 信書便事業者は、信書便事業法施行規則第41条の規定により、毎年7月10日までに前年度の事業実績報告書を提出することとされており、同報告書において紛失その他の事故の状況についても報告することとされている。
- これまでのところ、信書便事業者から紛失等の事例については報告されていない（平成15年度～平成17年度）。

2. 郵便事業における個人情報の漏えい等の事例

- 平成17年度の事例は615件（※郵政公社全体の件数であり、貯金・保険事業も含む）。これまでに起こった主な事例は以下の通り。
 - ・郵便局職員の自宅で使用するパソコンから、Winnyを介して顧客情報がインターネット上に流出した事例
 - ・顧客情報を含む郵便物を誤配した事例
 - ・小包郵便物の配達の際に使用する配達証（差出人、受取人氏名、住所、電話番号等を含む）を誤って廃棄した事例
 - ・年賀はがきの注文の受付簿（顧客氏名、住所及び予約枚数を含む）を紛失した事例

（郵政公社プレスリリースより）

3. 貨物自動車運送事業における個人情報の漏えい等の事例

- 国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン第21条により、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとされている。
- 平成18年度の事例は4件（平成19年1月時点）。これまでに起こった主な事例は以下の通り。
 - ・メール便の配達業務の委託先の配達員が、一部を配達せず投棄した事例
 - ・メール便の配達業務の委託先の配達員が、一部を配達せず自宅に保管していた事例

（貨物運送事業者プレスリリースより）